

相談支援従事者初任者研修 の受講費用に補助金を交付 します



障がい者本人にとって適切で効果的な障がい福祉サービスの提供ができるよう、「サービス等利用計画」の作成を行う専門職の速やかな確保を図るために、相談支援専門員の要件となる相談支援従事者初任者研修の受講に掛かる費用を補助します。

【補助の申請ができる方】

- ① 研修修了後、相談支援専門員として市内の相談支援事業所に常勤で3か月以上勤務し、2年以上継続して勤務する予定の方
- ② 上記相談支援専門員を直接雇用し、研修受講にかかる費用を負担した法人

【補助の対象となる経費】

- ① 研修受講のために実施機関に支払った研修参加費用（他の助成を受けている場合はその額を除き、テキスト代は含めない）
- ② 上記費用 若しくは 相談支援専門員が支払った上記費用に対して助成した研修参加費用相当額

【補助額】

補助の対象となる経費の全額

【補助の対象期間】

令和8年度 ～ 令和10年度

詳細は、下記までお問い合わせください。



「お問合せ・申し込み先」
〒410-8601 沼津市御幸町16番1号
沼津市役所 障がい福祉課
障がい者基幹相談支援センター
TEL: 055-934-4833
E-mail: syougaikikan@city.numazu.lg.jp

